第1回東近江市景観審議会議事録要旨

開催日時 平成22年12月2日(木) 午前9時30分~11時30分

開催場所 東近江市役所東 A 会議室

委員定数 10人

出席委員 10人

(委員) 谷口 浩志 村上 修一 紅谷 和子 野田 芳朗 河島美智子

山村 眞司 西川実佐子 武藤 精蔵 中西 耕 若山 雄一

出席者 東近江市長 西澤 久夫

(事務局) 都市整備部長 池田眞一郎

都市整備課長 谷口 惣治 都市整備課参事 黄地 正治

都市整備課 西村 和恭 小島 菊代 松居 正人

議 事 議案第1号 東近江市景観審議会の会議の公開に関する取扱要綱の制定につい

て

議案第2号 東近江市景観計画の策定について

審議状況

開 会 午前9時30分 司会 都市整備課長 司会 開会を宣言。

1 あいさつ

東近江市長 要旨

- ・ イタリアに行った際に、街には街の、農村には農村の景観が保たれていることに感銘を受けた。ヨーロッパでは、都市計画がしっかりと決定されており、街・田舎がうまく形成されている。日本では、街・田舎の区別なく開発の可能性があり、乱開発がされてきた。街のあり方、田舎のあり方について、産業も含めてもっと考えられるべきではないか。景観によって、その地域の文化を見ることができると感じた。マニフェストにも掲げた秩序ある開発というものが大切だと感じる。
- ・ 東近江市にはまだまだ素晴らしい景観が残されており、これからも大切にしていかなけれ ばならないと思っている。このことによって、観光や産業の活性化も期待できる。工場立 地ばかりで産業が栄えるという時代ではなくなったように感じる。フィンランド大使館の 上席から、福祉と環境のパッケージで日本に売り込みたいという話を聞いた。今までの固 定観念によらない新しい成長戦略を含めて、東近江らしい景観・各地域のらしさをもった 新しい産業もできないことはないと思う。
- ・ 地域の顔としての景観について、いい所はよさを残し、直すべきところは直していくこと により、それぞれの地域のよさを伸ばしていけるような議論をお願いしたい。
- 2 自己紹介 委員自己紹介

事務局自己紹介

会議の成立

司会 風景づくり条例施行規則第17条の規定に基づき、本会議が成立していることを報告。

3 東近江市の景観行政と景観審議会の概要について

事務局 資料により東近江市の景観行政の経緯と審議会の概要について説明

4 会長、副会長の選出

司会 風景づくり条例施行規則第16条の規定に基づく会長・副会長の選出について、委員より「事務局案」との意見があり、会長に谷口委員、副会長に野田委員を指名。

委員 異議なし。

会長 あいさつ要旨

・ 東近江を愛する者の一人として、観る人の心に響く風景を委員のみなさんとつくっていき たい。

5 議事

司会 風景づくり条例施行規則により、会議の議長を谷口会長に移す。

議案第1号

東近江市景観審議会の会議の公開に関する取扱要綱の制定について

事務局 議案書資料により説明

審議内容

委員 この議事録は、出席者全員の署名捺印をとるのか。

事務局 署名捺印までは求めない。事務的に議事を記録し、出席した委員の発言は載せるが、 発言者を伏せて公表する。

委員 公表前に、出席した委員の確認を得るということでよいか。

委員 公表前に出席委員全員の確認を求めると、速やかな公表が難しいと思われるが。

事務局 全員の確認を求めると、大変時間を要すると考える。議事録については、会長決裁で お願いしたい。

会長 必要があれば発言者への確認等を行うので、会長に一任いただきたいが、どうか。

委員 異議なし。

結果 原案可決

議案第2号

東近江市景観計画の策定について

事務局 パワーポイントにより説明

審議内容

会長 421 号沿道の屋根勾配の基準が、3~5 寸と規定されている。茅葺屋根などは、標準的な ものでこの基準を超えるが、どのように取り扱うのか。

事務局 伝統的集落や伝統的工法のもので景観上支障がないものについては、除外規定を適用 し、屋根勾配を問わないこととしている。

委員 伝統的工法ではない洋風建築物やログハウスが勾配の基準を超える場合はどうか。

事務局 その場合は、指導を行うことになる。

委員 一概に規制するのではなく、その景観にマッチするものかどうかを判断するのか。 事務局 そのように取扱う。

委員 開発許可申請や建築確認申請に先立ち協議が必要ということでよいか。

事務局 景観の届出は、建築確認申請や開発許可申請の受理要件には該当しないので、並行してでもかまわない。

委員 景観形成基準に、「できるだけ石材、木材等の自然素材を用いること。これにより難い場合は、模したものとするか...」とあるが、例えばどのようなものを指すのか。

事務局 擬石、擬木や化粧型枠などが該当すると考えている。

委員 公共工事は届出の対象とするのか。また、屋外広告物についても、マンセル値の規定を 適用するのか。

事務局 公共工事については、届出の対象外だが、通知が必要になる。屋外広告物は、県条例の中でマンセル値の規定がなく、原色を禁止するに留まっている。

委員 建築物に適用する色彩の基準を、屋外広告物にも適用する予定はないか。

事務局 現在のところは、県の条例を適用していく。マンセル値を指定する必要性が高まってきた場合には、市の屋外広告物条例を制定する必要性があると認識している。

会長 このことについても、審議会で意見を出していただきたい。屋外広告物規制を強化する 必要性があれば、制定に向けて意見をまとめていく。県条例では、面積規定はあるのか。

事務局 複雑ではあるが、許可地域・禁止地域にそれぞれ面積や高さの規定がある。他に、禁止物件の規定もある。

会長 飲食店なら飲食店のものという、看板の統一基準などがあれば、見る側からもわかりやすいのではと個人的に感じる。企業側の理解が得られれば、実現が可能かと思われるが、そういったことは行政側からのアプローチが必要である。

委員 建築物には高さの制限があるが、広告物の高さの規制はどの様になっているか。

事務局 用途地域などにより、異なる高さ制限が規定されている。

委員 やりすぎもどうなのかと思う。チェーン展開されているコンビニエンスストアの色が黒かったりすると、異様な印象を受ける。規制を強化すると、抜け道を探すようになり、余計に見苦しくなることもある。

会長 何のために規制しているのかという目的を、掲出する側にも理解してもらう必要がある。 委員 国道 421 号の関係で、既設の看板で違反物件があるか。

事務局 何点か存在する。

委員 そのような物件は、条例に適合するよう協力を求めていくのか。

事務局 この 4 月から屋外広告物事務の権限委譲を受けて事務を行っている。調査により、それ以前から違反広告物が存在することが明らかになった。これについては、是正の必要があると考えている。

会長 まだそこまでは動けていないということだが、撤去には費用なども必要になり、性急な 対応は困難と思われるが、適正な対応を図っていただきたい。

委員 国道 421 号の重点地域の指定について、地元との合意形成はどのように図ってきたのか。 事務局 基本計画の第一段階において、市民の皆さんで風景づくりに共感することが必要としている。まず、市が景観行政を進めていくということや、東近江市の風景がかけがえのないものであるという認識をしていただくことが肝要である。広報普及活動やワークショップ、シンポジウムなどを計画的に実施していかなければならないと考えている。

委員 国道 421 号の重点地域については、石榑峠トンネルの開通を踏まえて必要性があると、 市から投げかけたものであったということか。

事務局 そうです。

委員 今後もそのように市から投げかけていくようなことがあるのか。

事務局 景観形成重点地区の候補地を基本計画に示している。その一部については、来年度予算に講演会やワークショップの開催を盛り込み、地元との合意形成を図りたいと考えている。

委員 そういった情報は、市民の方に早め早めに伝えていただきたい。

委員 景観形成基準の、「敷地内の樹木の保全措置、緑化措置」の中で、「敷地外周部には、施設の規模に応じ、常緑樹を取り入れた周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。」とあるが、樹種を常緑樹と限定するのはいかがなものかと思う。生垣ならば常緑樹であろうが、この場合必ずしも生垣とはなっておらず、周辺景観とマッチする場合、落葉樹という選定もあると思われる。

会長 これは、景観ゾーンにおける規定であるため、市内全域に該当するものであるが、どうか。

事務局 これは確かに生垣を想定した表現です。指摘のあったように、生垣に限らない植栽が 可能であるので、表現については検討する。

会長 「常緑樹をとりいれた」という表現であるので、常緑樹に限定するわけでないが、この記載については検討が必要である。

委員 国道 421 号の重点地域のエリアは、国道を中心として山稜に向けての眺望点が対象となっている。国道を中心とした開発を規制し、現在の山村景観を守ることを主眼とした範囲設定である。一方、小椋谷の山村集落が重点地区の候補地として挙げられている。こちらは、国道421 号から多賀方面に入った御池川沿いで、この渓谷には政所茶の産地である政所や蛭谷・君ケ畑という山村集落が存在するが、重点地域には含まれていない。重点地域と重点地区の考え方にズレがあるのか、それとも方針の違いで、敢えて色分けをした方がいいと考えているのか聞かせていただきたい。

事務局 景観計画にも記載をしたとおり、景観形成重点地域は市の骨格を形成するような地域、あるいは広域性・連続性を保つ必要がある地域と規定した。国道 421 号沿道については、連続性を保つ必要がある地域として、重点地域の指定を行いたいと考えている。それとは別に、指定方針に挙げたような、個性ある景観を有する地区を指定していこうと考えている。ご指摘の小椋谷の山村集落については、国道 421 号沿道ではないため連続性がない。点在する山村集落風景を保全するために、重点地区の指定に向けて取り組みたい。

委員 こういった計画を推進するにあたっては、地元のまちづくりと連動するのが効果的で、必要性があると思う。奥永源寺ということで、国道421沿道部分とそうでない部分とで、重点地域ではないが、重点地区のエリアに該当するというあたりが、若干わかりにくいのではないか。今後の計画の運用で地域や地区の指定をどういった範囲で指定していくのか、できるだけわかりやすい形にすべきである。

会長 地域と地区の大きな違いについて、私が考えるのは対象となる場所の住民の方々の関わり方ではないかと考えている。重点地区というのは、地区計画まではいかないにしても、地域の方々が主体的に指定に関わっていくものと考える。

委員 国道 421 号の重点区域に眺望ポイントはあるか。

事務局 景観マップの裏表紙に、市がおすすめする視点場を掲載したが、鈴鹿の中については、

どちらも素晴らしいビューポイントであり、指定が困難で掲載できなかった。今後、条例にも 規定した重要視点場の指定について、みなさんからもご提案をいただければ、鈴鹿の中でも指 定していきたい。

委員 特に景観上の重点地域ということであれば、たくさんになってもビューポイントを指定 したほうが良い。

会長 東近江のまちを見下ろせるようなビューポイントがあれば、山なみを見渡せるビューポイントもある。広く考えていければと思う。沿道の開発に伴って、ビューポイントも広がっていくと思われる。流動的に対応していければよいのではないか。

委員 開発と景観が競争しあっているように感じられる。開発してしまってから景観について 言及しても中には入っていけない。国道 421 号はこれから開発されていくところだと思うが、 先手を打っていくことも必要である。既にできたところには難しいこともあろうが、これから のところには、特に力を入れていってもらいたい。

事務局 説明会で、「永源寺地区は都市計画区域外であり、市として一体的な都市計画による規制が必要ではないか」という意見をいただいた。東近江市は近江八幡八日市都市計画区域・湖東都市計画区域・都市計画区域外という3つの区分がある。本来は、1つの都市計画区域にすべきところであるが、区域の再編というのは市単独で考えられる問題ではない。そうした中で、都市計画区域外の国道421号沿道をどうやって保全していくかと考えたところ、最も実現可能性の高いものが景観法に基づく規制であった。ただし、都市計画区域外であるため、建築・開発については無規制という状態である。都市計画区域への編入に依らなくとも、他市において条例で建築物や開発の規制のある地域も存在する。地域の合意が得られれば、都市計画の手法を用いずとも、条例で建築や開発を規制していければと思う。

会長 現在のところ、規制がなく危なっかしい状況である。景観が、都市計画の議論のきっかけになればと思う。会議招集ということもあるが、審議会委員の皆様には、日常を通して景観に対しての様々な意見を頂戴したいという思いも込められている。そういった様々な意見や質問・要望については、遠慮なく事務局に伝えていただければと思う。

第 2 号議案の市長の諮問について、景観計画の原案について適当であると答申をしたいと思うがどうか。また、先ほどの意見については、会長と事務局で責任をもって調整し修正を加えるので、一任いただくことも併せてご同意いただきたい。

委員 異議なし

会長それでは、原案を認めることで進めていきたいと思う。

審議結果 原案を適当と認める。

その他

会長 議案の他に、今後の景観行政の運営や、景観に対するご意見ご質問があれば、発言をお願いしたい。

委員 景観審議会撮影・録音等許可申請書について確認しておきたい。決裁欄には、課長

までの決裁となっているが、部長の決裁は必要ないのか。

事務局 最終の決裁を会長にしてある。また、規則に景観審議会の庶務は、都市整備部都 市整備課で処理すると規定してあり、都市整備課で処理を行う。

委員 説明会でも意見のあった永源寺の不法投棄ごみの処理は、今後どのように対応していくのか。当審議会と直接は関係しないが、景観とは大きな関係があると思う。

事務局 確かに、景観計画で対応できる問題ではなく、市の組織では廃棄物対策課の所管となるが、まずは捨てる人のモラルの問題であると思うので、啓発活動が必要と考える。加えて、捨てられたゴミについては、回収処分も進めなければならない。行政だけで対応しきれる問題ではなく、地域の方々と連携していかなければならないと考える。

会長 現存するゴミについての処理責任は地方自治体にあると思うが、景観に対して地域の方が関心を持っていただいて、例えば管理されていない土地の草刈りをみんなでやるといった活動があると、ごみが捨てにくくなる効果が生まれてくるのではないかと思う。景観の立場からもアプローチしていきたいと思う。

委員 不法投棄ごみは、河川の敷地に捨てられているものが非常に多い。捨てられることについては、管理者も被害者という立場である。昨日も、県・市・企業・地域住民で、除 去作業を実施した。処理費は結局税金で処理しており、辛い点でもある。

委員 ごみの問題については、いたちごっこの部分もある。しかし、自分の住んでいる地域でも知らない景色が結構あると思われるので、地元の魅力を再発見するためのまち歩きなど、市民参加の企画を出していってはどうか。その中で、ごみ拾いなどもするという、地味な活動ではあるが、市民の方から景観意識が高まるような活動も必要である。時間がかかるかもしれないが、そういった改善方策も必要と思う。

委員 審議委員で啓発活動などもできるのではないか。

委員 広告物について、建築物のような定期検査の報告はないか。大型の広告物については、台風でなぎ倒されるなどの危険性がある。

事務局 屋外広告物は、物件によって異なるが許可期間が最大3年間とされている。許可期限を過ぎると、継続手続きが必要となるが、継続時には点検義務が課されている。屋外広告士等の有資格者が、点検を行わなければ許可が下りない。

委員 景観計画というのは、建築行為等これからつくる物のコントロールが中心になっている。しかし、農業景観・歴史的町並みや山村における耕作放棄地や空き家の増加など、メンテナンスができなくなったことによる景観の質の低下が、これから問題になってくる。行為の制限と並行して、今あるものをどのように維持管理していくのか、私有地の問題など難しい点もあるが、将来の展望も視野にいれて取り組む必要がある。

会長 景観というものは、手を加えなければ残っていくものではなく、人の手が常に加わって守られていくものである。審議会の中でも、念頭において考えていきたいと思う。